

矢掛町カーボン・マネジメント推進事業支援業務委託

公募型プロポーザル実施要領

平成 29 年 7 月

岡山県矢掛町

1 業務の趣旨

本事業は、本町におけるカーボン・マネジメント強化事業として、「第三期矢掛町地球温暖化対策実行計画」（以下「実行計画」という。）の取組強化・拡充、取組の企画・実行・評価・改善のための体制整備・強化に向けた調査・検討を実施し、国の地球温暖化対策計画と比して遜色ないものに改定するための支援業務をはじめ、エネルギー使用量の多い施設を中心に町有施設の省エネルギー診断を実施し、各施設に適した省エネルギー手法等を検討するものである。

2 対象業務

- (1) 工事番号 総企－006号
- (2) 業務名 矢掛町カーボン・マネジメント推進事業支援業務委託
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 選定方式 公募型プロポーザル方式
- (5) 履行期間 契約締結の日から平成30年2月15日まで
- (6) 業務規模 9,928,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
（この金額は、契約上限額を示す。）

3 応募方法

単独企業による

4 参加資格

このプロポーザルに参加できるものは、本町における平成29・30年度入札参加資格者名簿に登録されている者で、かつ次に掲げる事項を全て満たしている者とする。

(1) 共通事項

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者
- ② 当該プロポーザルの募集の開始日から提案書の提出日までの期間に本町との契約に係る指名停止等の措置を受けていない者
- ③ 岡山県内に本社、本店又は本社・本店より入札及び契約締結に関する委任を受けた支店・営業所（従たる営業所）を有する者であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定に基づく再生手続開始の申立て、又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、

更正計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）

- ⑤ 本社、本店、支店又は営業所において、過去10年以内（平成19～28年度）に国の機関又は地方公共団体が発注する「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく実行計画の策定（改定業務含む）並びにウォークスルー調査及び計測器を用いた省エネ診断業務を元請として業務完了した実績を有する者であること。

5 日程

当該プロポーザル全体の日程は、次のとおりとする。

項目	日程
公告（企画提案者の公募開始）	平成29年7月31日
企画提案に関する質問書提出期限	平成29年8月9日
企画提案に関する質問書回答日	平成29年8月14日
企画提案書等の提出期限	平成29年8月25日
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	平成29年8月30日（予定）
審査委員会	平成29年8月30日（予定）
選定結果の通知及び公表	平成29年9月上旬（予定）
本業務について最も適切な者（以下、「最優秀提案者」という。）への見積依頼	平成29年9月上旬（予定）
契約の締結	平成29年9月上旬（予定）

※プレゼンテーション以降の日程は、決定次第連絡します。

6 資料の配布及び閲覧

(1) 配布及び閲覧資料

- ① 「7参加手続き等(1)提出書類」に記載する参加表明に関する資料
- ② 仕様書

(2) 配布及び閲覧の期間

平成29年7月31日から平成29年8月24日まで

（ただし、土・日・祝日を除き、午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで）

(3) 配布及び閲覧の場所

矢掛町総務企画課財政管財係（詳細は13参照のこと。）

なお、本町ホームページにおいてダウンロードできるものとします。

7 参加手続き等

参加を希望する者は、次に示す必要書類（①～⑧）を提出すること。

(1) 提出書類

（参加表明に関する書類）

- ①参加表明書【様式1】
- ②業務実績書【様式2】
- ③配置技術者の業務実績等【様式3-1～2】

（企画提案に関する書類）

- ④企画提案書（表紙）【様式5】
- ⑤企画提案書【任意様式】

ア 企画提案書は、A4縦ファイルの左綴じ製本とすること。（ただし、A3版による折込頁の挿入は可。）

イ 特記仕様書「2.3業務概要」に記載の項目ごとに、具体的な作業内容を明記すること。

ウ 特記仕様書「2.3業務概要」に記載されていない項目でも本業務遂行において有効な作業等がある場合、提案を盛り込むことは差し支えない。

⑥業務スケジュール【任意様式】

ア 特記仕様書「2.3業務概要」に記載の項目ごとに、工程表を作成すること。

⑦業務実施体制【任意様式】

ア 業務を確実に実施、履行する組織体制を明記すること。

イ 業務実施に当たり主担当者の配置、役割分担及び連絡体制を明記すること。

⑧業務見積書【任意様式】

《見積書提出の際の注意事項》

ア 見積金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

イ 見積書に記載する見積額の100分の108に相当する金額（契約希望価格）が「2対象業務(6)業務規模」に規定する業務規模を上回らないこと。

ウ 見積書については、住所、会社名、代表者名、見積金額、作成日等を記入し、押印があること。

(2) 作成要領 12 その他注意事項を参照し、作成すること。

(3) 提出期限 平成29年8月25日 午後5時まで

（ただし、土・日・祝日を除き、午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで）

- (4) 提出場所 矢掛町総務企画課財政管財係（詳細は13参照のこと）
- (5) 提出部数 参加表明に関する書類 正本1部
企画提案に関する書類 正本1部、副本（正本の写し）5部
- (6) 提出方法 持参又は郵送のみとし、郵送の場合は当日消印有効とする。
（ただし、郵送は書留もしくは簡易書留に限る）

8 参加手続き等に関する質問の受付と回答

- (1) 提出期限 平成29年8月9日 午後5時まで
（ただし、土・日・祝日を除き、午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで）
- (2) 提出場所 矢掛町総務企画課財政管財係（詳細は13参照のこと）
- (3) 提出方法 質問書【様式4】により、FAX又は電子メールで提出すること。
- (4) 回答方法 平成29年8月14日に本町ホームページにて掲載

9 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

- (1) 次により企画提案者等に係るプレゼンテーション及びヒアリング（以下「ヒアリング等」という。）を実施します。

実施日：平成29年8月30日（予定）

実施場所：矢掛町役場2階第2会議室（予定）

出席者：1事業者3名まで

実施内容：1事業者30分程度を予定

（企画提案書の説明：20分程度、質疑応答10分程度を予定）

説明資料：あらかじめ提出した企画提案書をもとに説明してください。

機材等：プレゼンテーションを実施する際、次の機器は、本町で準備する。

- ・プロジェクター
- ・スクリーン
- ・プロジェクター用コード（アナログRGBケーブル）

- (2) 選考方法

① 審査委員会

プロポーザルの審査は、「矢掛町カーボン・マネジメント推進事業支援業務委託に係るプロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において行い、最優秀提案者を選定する。なお、応募者が1社の場合でも審査を実施する。

② 審査の流れ

審査委員会は、提案者の本業務に対する意欲や理解力及び企画提案に関する内容等について、ヒアリング等を実施し、別表1「審査の評価基準」に基づき各審査委員の審査を踏まえ総合的に評価を行います。

最高点を獲得した提案者を最優秀提案者として、改めて見積書の提出を求め、契約を締結します。

ただし、審査委員の合計点数が同点の場合は企画提案書の評価点が高い事業者を最優秀提案者とする。企画提案書の評価点も同点の場合は審査委員で協議し、最優秀提案者を決定する。

なお、すべての参加事業者において審査委員1人当たりの平均評価点が『120点』に満たない場合、「該当者なし」とする。

③ 選定結果の通知公表

審査の結果については、文書で通知するとともに、最優秀提案者を矢掛町ホームページで公表する。

なお、選考の過程は非公開とし、選考結果の疑義については受け付けません。

10 契約締結の方法

上記9(2)により特定された最優秀提案者の決定後、速やかに提案書を基に詳細を協議し、改めて見積書の提出を求め、契約を締結します。なお、この協議が不調となったときは、審査により順位付けられた上位の者から順に協議を行うものとします。

11 失格基準

次の事項のいずれかに該当した場合は、その者のこのプロポーザルへの参加資格を満たさなかったものとみなし、失格とする。

- (1) 見積書に記載されている見積額の100分の108に相当する金額（契約希望価格）が、「2対象業務(6)業務規模」に規定する業務規模を上回ったとき。
- (2) この実施要領に定められた参加資格の要件を満たさないとき。
- (3) 提出書類の提出日、提出場所、提出方法等がこの実施要領に適合しないとき。
- (4) 提案書等の記載内容に著しい不備があるとき。
- (5) 提出書類に不正もしくは虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (6) 本実施要領に違反する等本業務の実施にふさわしくない不正の行為が行われたとき。
- (7) 審査委員会委員への接触や他の参加者との謀議などにより、審査及び審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正もしくは悪質な行為を行ったとき。

1 2 その他注意事項

- (1) 提出期限以降における企画提案書類の差換えは認めない。
- (2) 企画提案書の作成費、旅費、その他設計プロポーザルの参加に関して要した一切の経費は参加者の負担とする。
- (3) 提出書類の返却は行わない。
- (4) 提出書類は、審査に必要な範囲において、複製を作成することができるものとする。
- (5) 提出書類は、この選考の公表（広報、ホームページ等）や出版物への連載、展示等に使用できるものとする。
- (6) 本町は応募者にこの提案募集以外の目的において無断で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。
- (7) 企画提案書は、公平性、透明性、客観性を期するために、矢掛町情報公開条例（平成15年条例19号）の規定に基づき、公表することがある。ただし、矢掛町と契約を締結しなかった応募者が提出した図書については、公表しないものとする。
- (8) 企画提案者は、審査の経緯、結果についての異議申し立てを行うことはできない。
- (9) 業務委託契約における設計の内容については、プロポーザルの内容に拘束されず両者協議の上、変更ができるものとする。
- (10) 提出図書の著作権は、矢掛町に帰属することとする。ただし、矢掛町と契約を締結しなかった企画提案者が提出した図書の著作権については、提出者に帰属することとする。
- (11) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、企画提案者が負うものとする。
- (12) 本町が提供する資料は、このプロポーザルに係る検討以外の目的で使用してはならない。
- (13) 1企画提案者は、1つの提案しかできない。
- (14) 参加表明後に、都合により『辞退』する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (15) このプロポーザルに参加する者が一者となった場合でも、選考は実施する。

1 3 発注者及び事務局

(1) 発注者 矢掛町長 山野 通彦

(2) 事務局 矢掛町総務企画課財政管財係 (担当：藤井)

〒714-1297 岡山県小田郡矢掛町矢掛 3018 番地

電話 0866-82-1010 FAX 0866-82-1454

E mail:zaisei@town.yakage.lg.jp

別表1 審査の評価基準

項目	評価項目	配点
提出書類の審査	①業務実績	40
	②担当者実績	
	③業務体制	
企画提案書	④本件業務に係る基本的な考え方（提案内容の合致性）	120
	⑤削減目標設定手法	
	⑥重点施策等設定手法	
	⑦推進体制検討手法	
	⑧省エネルギー診断手法	
	⑨自由提案	
	⑩工程管理	
プレゼンテーション及びヒアリング	⑪プレゼンテーションにおける説明状況	20
	⑫ヒアリングにおける回答状況	
価格	⑬提案価格	20
計		200

- ・上記の項目を、審査委員が1人当たり200点満点で採点する。
- ・各審査委員の合計を総合点とし、総合点が最も高い事業者を最優秀提案者として選定する。
- ・総合点が最も高い事業者が2者以上ある場合は、企画提案書の評価点が高い事業者を、最優秀提案者として選定する。
- ・企画提案書の評価点も同点の場合は、審査委員で協議し、最優秀提案者を決定する。
- ・すべての参加事業者において審査委員1人当たりの平均評価点が『120点』に満たない場合、「該当者なし」とする。